

運 営 規 程

医療法人 樹恵会 介護医療院
みらいプラス 通所リハビリテーション

通所リハビリテーション及び

介護予防通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人樹恵会が開設する介護医療院 みらいプラス 通所リハビリテーション(以下「事業所」という。)が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション(以下「事業」という。)は、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする

- (1) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- (3) 通所リハビリテーション従業者は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (4) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況を的確に把握しつつ、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護状態者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供が出来る体制を整える。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人樹恵会 介護医療院 みらいプラス 通所リハビリテーション
- (2) 所在地 標津郡中標津町りんどう町5番地6

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

(1) 管理者 1名 (隣接病院長を兼務)

管理者は所属職員を指導監督し、業務実施状況の把握、管理及び適切な事業運営が行われるよう総括する。

(2) 看護職員 2名 (常勤2名)

看護職員は通所リハビリテーション計画の作成、サービス実施の記録、利用者の健康管理及び適切な処置を行う

(3) 理学療法士等 6名 (常勤6名、訪問リハビリ兼務)

医師や看護職員等と共同してリハビリテーション計画の作成をすると共に、リハビリテーションの実施と指導を行う

(4) 相談員 1名 (常勤)

通所リハビリテーション計画の作成及び説明、利用の申込に係る調整、その他必要な事務を行なう。

(5) 介護職員 10名 (常勤10名)

通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日 (短時間リハについては月曜日～金曜日)

国民の休日及び12月30日から1月3日までを除く

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(3) サービス提供時間

	月曜日～金曜日	土曜日	備考
1単位目	9:40～15:45	9:40～15:45	6h～7h未満
2単位目	9:15～10:25		1h～2h未満
3単位目	15:00～16:10		1h～2h未満

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容)

第6条 この事業所が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導
- (2) 機能訓練
- (3) 介護サービス
- (4) 介護方法の指導
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎
- (7) 入浴
- (8) 給食

※短時間リハビリテーションについては、(7) 入浴及び(8) 給食を除く。

(利用定員)

第7条 利用定員は次のとおりとする。

1 単位目 40人 2 単位目 3人 3 単位目 3人

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その基準額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う通所リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) センターから、片道おおむね15キロメートル未満 150円
- (2) センターから、片道おおむね15キロメートル以上 300円

なお、25キロメートルを超える場合については、別途協議する。

3 前2項の他、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 食費600円(調理費390円、材料費210円)

利用者に提供する食事費とする。

- (2) ノート 70円 クリアケース 300円

バイタルサインの記載、日中の状況、家族との連絡情報交換としてノートを使用。

又クリアケースに関しては持参薬、鍵の保管、小物入れとして使用。

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第9条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに当たる従業者は、現にサービス提供を行っているときに利用者の病状に急変が生じた場合や事故発生時は、必要に応じて速やかに主治医への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第10条 非常災害などに備えるため、火災、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

2 非常災害対策は、別に定める防災計画による。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、中標津町内の区域とする。

(その他運営について留意事項)

第12条 通所リハビリテーションに当たる従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を調整する。

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らす事が無いよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規程に定めるものの他、この事業所の運営に関する事項は、医療法人と事業所と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

- 2 従業員に対し、虐待のための研修を定期的に実施する。
- 3 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

附 則

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

平成19年	6月	1日	一部改正
平成19年	10月	1日	一部改正
平成20年	6月	24日	一部改正
平成21年	4月	8日	一部改正
平成21年	8月	20日	一部改正
平成22年	5月	9日	一部改正
平成25年	1月	7日	一部改正
平成25年	6月	1日	一部改定
平成26年	6月	1日	一部改正
平成27年	8月	1日	一部改正
平成30年	4月	1日	一部改正
平成31年	2月	1日	一部改正
令和 2年	4月	1日	一部改正
令和 3年	4月	1日	一部改正
令和 4年	7月	1日	一部改正
令和 5年	6月	1日	一部改正
令和 6年	6月	1日	一部改正

重要事項説明書
利用契約書
個人情報利用同意書

医療法人樹恵会
介護医療院 みらいプラス
通所リハビリテーション

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

北海道指定 第01B200015号

当事業所はご契約者に対して通所リハビリテーションサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。

◆◆ 目 次 ◆◆

1、事業者	2頁
2、事業所の概要	2頁
3、職員の配置状況	3頁
4、当事業所が提供するサービスと利用料金	3頁
5、苦情の受付について（契約書第22条）	5頁

1、事業所

- (1) 法人名 医療法人 樹恵会
- (2) 法人所在地 北海道標津郡中標津町りんどう町5番地6
- (3) 電話番号 (0153) 72-9112
- (4) 代表者名 柴崎 淳一
- (5) 設立年月日 平成4年11月16日

2、事業所の概要

- (1) 事業所の種類 通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション
※当事業所は 医療法人 樹恵会 介護医療院 みらいプラスに併設されています。
- (2) 事業所の目的 通所リハビリテーション、ならびに介護予防通所リハビリテーション(以下「通所リハビリテーション」という。)は、介護保険法令に従い、ご契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、ご契約者に適切なサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 介護医療院 みらいプラス 通所リハビリテーション
- (4) 事業所の所在地 北海道標津郡中標津町りんどう町5番地6
- (5) 電話番号 (0153) 72-9112
- (6) 事業所管理者氏名 石田 康雄
- (7) 事業所の運営方針 通所リハビリテーションは、要介護者又は要支援者の家庭等での生活を継続させる為に立案された居宅介護サービス計画書に基づき当施設をご利用いただき、理学療法・作業療法その他の必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図る為提供されます。このサービスを提供するにあたっては、契約者に関わる医師及び理学療法士、その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって通所リハビリテーション計画が作成されますがその際、契約者・代理人の希望を十分に取り入れ、又計画の内容については同意をいただくようになります。
- (8) 開設年月 平成18年 8月 1日
- (9) 通常の事業の実施地域 中標津町全域
- (10) 受付時間 月曜日～土曜日
午前8時30分～午後5時
- (11) 定休日 日曜日、祝祭日、年末年始(12月30日～1月3日)

3、職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所リハビリテーションサービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》

職 種	資格取得状況	人数	業 務 内 容
管理者	医師	1名	医療、管理、計画作成・説明
看護師	正看護師	2名	看護、相談業務、計画作成
機能訓練指導員	作業療法士、理学療法士	7名	機能訓練、計画作成
相談員	社会福祉主事、介護福祉士	1名	相談業務、計画作成等
介護職員	介護福祉士、ヘルパー2級	11名	介護、入浴介助 等
介護助手		2名	日常生活の支援・補助

《主な職種の勤務体制》

看護・介護職員	自立支援を目指し、日常生活の支援をしていきます。
機能訓練指導員	自主的にリハビリを行えるよう、リハビリ担当者がメニューを作成し個人にあった機能訓練を支援していきます。

4、当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が保険給付されます。

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。（下記のサービス利用料金は、ご利用者の要介護に応じて異なります。）

（1）介護保険の給付の対象になるサービス（契約書第4条参照）

別紙利用料金表に記載に従い、介護報酬の御利用者様負担分をお支払いいただきます。

（2）介護保険の給付の対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、介護保険給付対象外となります。

《サービスの概要と利用料金》

① 食事提供（食費） 600円/日（調理費390円・食材料費210円）

ご契約者に提供する食事の費用です。栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。ご契約者の自立支援のため離床し食堂にて食事をとって頂く事を原則としています。

○食事時間 11時40分～12時40分

② アクティビティ活動

気分転換や社交の場を提供し、楽しくご参加いただけるレクリエーションの実施により、活性化をはかります。

③ 複写物の交付

ご契約者はサービス提供についての記録をいつでも観覧できますが、複写物を必要とする場合でも当面費用はいただきません。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものに掛かる費用です。

○クリアケース代 300円（持参薬、鍵の保管、小物入れとして使用いたします。）

○ノート代 70円（バイタルサインの記載、日中の状況、ご家族との連絡情報交換として使用いたします。）

※1時間以上2時間未満リハビリの方は（2）①、④の利用料金を除きます。

(3) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）の料金・費用は、サービス利用の翌月に請求し次回利用日に現金にて支払う方法となります。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定日の前にご契約者の都合により、通所リハビリテーションの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事が出来ます。この場合にはサービスの実施日までに事業者申し出て下さい。

○利用日の前日までに申し出がなく、当日の9時40分になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記も料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の正当な事由がある場合にはこの限りではありません。

利用予定日の前日までに休みの申し出があった場合・・・無料
利用予定日の9時40分以降の休みの申し出の場合・・・食費600円

○サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の可動状況によりご契約者の希望する機関にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

5、苦情の受付について〔契約書第22条参照〕

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付けております。

- 苦情相談窓口 担当者 合田 和美
電話番号 0153-72-9112
- 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8時30分～17時00分

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

中標津町役場 福祉課 中標津町介護サービスセンター	所在地 電話番号	中標津町丸山2丁目 (0153) 73-3111
国民健康保険連合(北海道)	所在地 電話番号	札幌市中央区南2条西14丁目 (011) 231-5161
社会福祉協議会	所在地 電話番号	中標津町西10条南9丁目 (0153) 79-1231
石田病院居宅介護支援事業所 ナイスケア もみの樹	所在地 電話番号	中標津町西4条北1丁目 (0153) 78-9600

令和 年 月 日

通所リハビリテーションの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

介護医療院 みらいプラス 通所リハビリテーション
説明者 氏名 ④

私は本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、通所リハビリテーションの提供開始に同意しました。

契約者又は代理人 住所
氏名 ④

《最重要事項説明書付属文書》

1、事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階
- (2) 建物の延べ床面積 531.7㎡

2、サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全確保やプライバシーの保護等に配慮するなど、契約書第10条、第11条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師または看護職員と連携の上ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定すると共に、ご契約者に対して定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者へ提供したサービスについての記録を作成し、2年間保管すると共に、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時においてご契約者に病状の急変が生じた場合、必要な場合には速やかに主治医へ連絡を行なう等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者または従業者は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族に関する事項を正当な理由無く第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。又、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文章にてご利用者の同意を得ます。
- ⑦ 利用者に対する通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします（緊急時における対応方法）
- ⑧ 利用者の権利擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施します。

3、サービス利用に関わる留意事項

(1) 施設、設備の使用上の注意（契約書第12条、第13条参照）

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により現状に修復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合もあります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行なう事はできません。

(2) 喫煙

平成18年4月1日より敷地内全面禁煙となりました。

4、損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当事業所において当事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生についてご契約者の故意又は過失が認められる場合、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

5、サービス利用をやめる場合（契約の終了について、契約書第17条参照）

ご契約者の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れが無い場合には、契約は更にご契約者の要介護認定の有効期間満了日まで同じ条件で更新され、以後にも同様とします。

- | |
|---------------------------------------------|
| ①ご契約者が死亡した場合 |
| ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判断された場合 |
| ③事業所が解散した場合、破産した場合、またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 |
| ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合 |
| ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合 |
| ⑥第18条から第20条に基づき本契約が解約、または解除された場合 |
| ⑦施設に入所された場合 |
| ⑧入院等休みの期間が3ヶ月を超えた場合 |

6、第三者評価の実施

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

利用契約書

◆◆ 目 次 ◆◆

第一章 総 則	13 頁
第 1 条 (計画の目的)	
第 2 条 (契約期間)	
第 3 条 (通所リハビリテーション計画の決定・変更)	
第 4 条 (介護保険給付対象サービス)	
第 5 条 (介護保険給付対象外サービス)	
第 6 条 (運営規程の遵守)	
第二章 サービスの利用と料金の支払い	14 頁
第 7 条 (サービス利用料金の支払い)	
第 8 条 (利用の中止・変更・追加)	
第 9 条 (利用料金の変更)	
第三章 事業者の義務	15 頁
第 10 条 (事業者及びサービス従業者の義務)	
第 11 条 (守秘義務)	
第 12 条 (虐待防止)	
第四章 契約者の義務	16 頁
第 13 条 (契約者の施設利用上の注意義務等)	
第 14 条 (契約者の禁止行為)	
第五章 損害賠償 (事業者の義務違反)	16 頁
第 15 条 (損害賠償責任)	
第 16 条 (損害賠償がなされない場合)	
第 17 条 (事業者の責任によらない事由によるサービスに実施不能)	
第六章 契約者の終了	17 頁
第 18 条 (契約者の終了事由、契約者に伴う援助)	
第 19 条 (契約者からの中途解約)	
第 20 条 (契約者からの中途解約)	
第 21 条 (事業所からの契約解除)	
第 22 条 (精算)	
第七章 その他	
第 23 条 (苦情処理)	
第 24 条 (協議事項)	

様（以下「契約者」という。）と、医療法人 樹恵会（以下「事業所」という。）は契約者が、「介護医療院 みらいプラス 通所リハビリテーション」ならびに「介護医療院 みらいプラス 介護予防通所リハビリテーション」（以下「通所リハビリテーション」という。）において、事業者から提供される通所リハビリテーションサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1、事業所は介護保険法の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める通所リハビリテーションサービスを提供し心身の機能の維持回復を図ります。
- 2、事業者が契約者に対して実施する通所リハビリテーションサービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項（以下「通所リハビリテーション計画書」という。）は、別紙（通所リハビリテーション計画書）に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

- 1、本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（通所リハビリテーション計画の決定・変更）

- 1、事業者、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所リハビリテーション計画を作成するものとします。
- 2、事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所リハビリテーション計画の作成を行います。その場合に、事業者は契約者に対して居宅介護支援事業所を紹介する等、居宅介護サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3、事業者は通所リハビリテーション計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 4、事業者は利用者に関わる居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所リハビリテーション計画について必要があるかどうかを調査（家屋状況、身体状況等）し、その結果、通所リハビリテーション計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、通所リハビリテーション計画を変更するものとします。
- 5、事業者は、通所リハビリテーション計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

- 1、事業者は介護保険給付対象サービスとして、事業者が事業所において、契約者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外サービス）

- 1、事業所は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所リハビリテーションサービスを提供するものとします。
- 2、事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（運営規程の遵守）

- 1、事業者は別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供すると共に、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2、本契約における運営規程については本契約に不随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
- 3、契約者は前項の変更同意する事ができない場合には本契約を解除することができます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第7条（サービス利用料金の支払い）

- 1、契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から、介護保険給付金額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービスの1割）を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から支払い戻されます（償還払い）。）
- 2、第5条に定めるサービスについては、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体制に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3、前項の他、契約者は食事代等利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 4、契約者は第3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了後に支払うものとします。

第8条（利用日の中止・変更・追加）

- 1、契約者は、利用期日前において、通所リハビリテーションサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事ができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2、契約者が利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。
- 3、事業者は、第1項に基づく契約者からサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が契約者の希望する日にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第9条（利用料金の変更）

- 1、第7条第1項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更する事も出来るものとします。
- 2、第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化の他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して変更を行う日の2ヶ月前までに説明した上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更する事が出来ます。
- 3、契約者は前項の変更に同意する事が出来ない場合には、本契約を解約する事ができます。

第三章 事業者の義務

第10条（事業者及びサービス従業者の義務）

- 1、事業者及びサービス従業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2、事業者は契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、事業者の医師または看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取、確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3、事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備える為定期的に非難・救出その他必要な訓練を行なうものとします。
- 4、事業者は、契約者に対する通所リハビリテーションサービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ複写物を交付するものとします。
- 5、事業者は、サービス提供時において契約者に急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。

第11条（守秘義務）

- 1、事業者及びサービス従業者又は従業員は、通所リハビリテーションサービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由無く第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。
- 2、事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供出来るものとします。

- 3、前2項に拘わらず契約者に係わる他の居宅介護支援事業所との連携を図る等正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文章により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いる事が出来るものとします。

第12条（虐待防止）

- 1、利用者の権利擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施します。

第四章 契約者の義務

第13条（契約者の施設利用上の注意義務）

- 1、契約者は事業所の施設・設備・敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- 2、契約者は事業所の施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失・破損・汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払うものとします。
- 3、契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により施設・設備の利用方法等を決定するものとします。

第14条（契約者の禁止行為）

契約者は事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 1、サービス従業者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行なうこと。

第五章 損害賠償（事業者の義務）

第15条（損害賠償責任）

- 1、事業者は本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様です。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じる事ができるものとします。
- 2、事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第16条（損害賠償がなされない場合）

事業所は、自己の責に帰すべき事由が無い限り、損害賠償を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

- 1、契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 2、契約者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事にもつぱら起因指定損害が発生した場合。

- 3、契約者の急激な体調変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 4、契約者が事業者もしくはサービス従業者の指示、依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第17条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2、前項の場合に事業者は契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第六章 契約の終了

第18条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1、契約者は以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い従業者が提供するサービスを利用する事ができるものとします。
 - 一、契約者が死亡した場合。
 - 二、要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合。
 - 三、事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
 - 四、施設の減失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
 - 五、事業所が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合。
 - 六、第18条から第20条に基づき本契約が解約または解除された場合。
- 2、事業者は、前項第一号を除く各号より本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況が置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第19条（契約者からの中途解約 その1）

- 1、契約者は本契約の契約期間中本契約を解約する事ができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2、契約者は以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約する事ができます。
 - 一、第6条第3項、第9条第3項により本契約を即時に解約する事ができます。
 - 二、契約者が入院した場合。
 - 三、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合。

第20条（契約者からの中途解約 その2）

契約者は事業所もしくはサービス従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一、事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める通所リハビリテーションサービスを実施しない場合。
- 二、事業者もしくはサービス従業者が第11条に定める守秘義務に違反した場合。

- 三、事業者もしくはサービス従業者が故意または過失により契約者の身体、財物、信用等を傷つけ、または著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- 四、他の利用者から利用者の身体、財物、信用等を傷つけた場合、もしくは傷つけられる恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合。

第21条（事業所からの契約解除）

事業所は契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一、契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- 二、契約者による第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- 三、契約者が故意または重大な過失により、従業者またはサービス事業者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、または著しい暴言暴力、その他の不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

第22条（精算）

第17条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第12条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担している時には、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第23条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第24条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には事業者は契約者と誠意を持って協議するものとします。

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日
事業所 住 所 標津郡中標津町りんどう町5番地6
事業者名 医療法人 樹恵会
介護医療院 みらいプラス 通所リハビリテーション
院 長 石田 康雄 ④

令和 年 月 日
契約者 住 所
氏 名 ④

令和 年 月 日
代理人 住 所
氏 名 ④

個人情報利用同意書

私(及び私の家族)の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1、使用目的

- (1)介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2)上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3)現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

2、個人情報を提供する事業所

- (1)居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2)病院又は診療所(体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合)

3、使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4、使用する条件

- (1)個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- (2)個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

事業所 住 所 標津郡中標津町りんどう町5番地6

事業者名 医療法人 樹恵会

介護医療院 みらいプラス 通所リハビリテーション

院 長 石田 康雄 (印)

令和 年 月 日

契約者 住 所

氏 名 (印)

令和 年 月 日

家 族 住 所

氏 名 (印)

介護度別料金表 (1割負担)

○通所リハビリテーション (要介護1～要介護5の判定の方)

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
基本サービス費	715 円	850 円	981 円	1,137 円	1,290 円
入浴加算	40 円	40 円	40 円	40 円	40 円
サービス提供体制加算	18 円	18 円	18 円	18 円	18 円
リハビリテーション提供体制加算	24 円	24 円	24 円	24 円	24 円
食費加算	600 円	600 円	600 円	600 円	600 円
1日の合計金額	1,397 円	1,532 円	1,663 円	1,819 円	1,972 円

○介護職員処遇改善加算 ⇒ 30 ～ 500円/月 介護度や利用回数によって変動があります。

○口腔・栄養スクリーニング加算 ⇒ 20円/月 6月に1回の算定となります。

○リハビリテーションマネジメント加算 ⇒ 863円/月 開始月から6月以内 (593+270円/月)
⇒ 543円/月 開始月から6月超 (273+270円/月)

○短期集中
個別リハビリテーション実施加算 ⇒ 110円/日 退院(所)日または認定日から3月以内

○重度療養管理加算 ⇒ 100円/日 要介護度3、4、5の方に対して、定められた内容の医学的管理を行った場合に算定されます。

○生活行為向上
リハビリテーション実施加算 ⇒ 1,250円/月 実際の生活場面における具体的な指導等リハビリテーションを行った場合に算定します。

○科学的介護推進体制加算 ⇒ 40円/月

○退院時共同指導加算 ⇒ 600円/回 退院前に、共同指導を行った場合に算定されます。

※基本サービス費は介護度毎に異なります。

※料金表につきましては、介護保険給付対象額(自己負担1割の金額を表示)となっておりますが、「食費加算」については介護保険給付対象外となりますので全額自己負担となります。

介護度別料金表（1割負担）

○介護予防通所リハビリテーション（要支援1～要支援2の判定の方）

	要支援 1	要支援 2
基本サービス費	2,268 円/月	4,228 円/月
サービス提供体制加算	72 円/月	144 円/月
食事加算	600 円/日	600 円/日
1ヶ月の合計金額	※月4回利用の場合 4,740 円	※月8回利用の場合 9,172 円

○介護職員処遇改善加算 ⇒ 80～150円/月 介護度によって変動があります。

○口腔・栄養スクリーニング加算 ⇒ 20円/月 6月に1回の算定となります。

○生活行為向上
リハビリテーション実施加算 ⇒ 562円/月 実際の生活場面における具体的な指導等リハビリテーションを行った場合に算定します。

○科学的介護推進体制加算 ⇒ 40円/月

○退院時共同指導加算 ⇒ 600円/回 退院前に、共同指導を行った場合に算定されます。

※基本サービス費は介護度毎に異なります。

※料金表につきましては、介護保険給付対象額(自己負担1割の金額を表示)となっておりますが、「食費加算」については介護保険給付対象外となりますので全額自己負担となります。

1～2時間 通所リハビリテーション

介護度別料金表 (1割負担)

○通所リハビリテーション (要介護1～要介護5の判定の方)

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
基本サービス費	369 円	398 円	429 円	458 円	491 円
サービス提供体制加算	18 円	18 円	18 円	18 円	18 円
理学療法士等体制強化加算	30 円	30 円	30 円	30 円	30 円
1日の合計金額	417 円	446 円	477 円	506 円	539 円

○介護職員処遇改善加算 ⇒ 30～500円/月 介護度や利用回数によって変動があります。

○リハビリテーションマネジメント加算 ⇒ 863円/月 開始月から6月以内 (593+270円/月)
⇒ 543円/月 開始月から6月超 (273+270円/月)

○短期集中個別リハビリテーション実施加算 ⇒ 110円/日 退院(所)日または認定日から3月以内

○科学的介護推進体制加算 ⇒ 40円/月

○退院時共同指導加算 ⇒ 600円/1回 退院時1回を限度。退院前に、共同指導を行った場合に算定されます。

※基本サービス費は介護度毎に異なります。

1～2時間 介護予防通所リハビリテーション 介護度別料金表 (1割負担)

○介護予防通所リハビリテーション (要支援1～要支援2の判定の方)

	要支援 1	要支援 2
基本サービス費	2,268 円/月	4,228 円/月
サービス提供体制加算	72 円/月	144 円/月
1ヶ月の合計金額	2,340 円	4,372 円

○介護職員処遇改善加算 ⇒ 80～150円/月 介護度によって変動があります。

○科学的介護推進体制加算 ⇒ 40円/月

○退院時共同指導加算 ⇒ 600円/1回 退院時1回を限度。退院前に、共同指導を行った場合に算定されます。

※基本サービス費は介護度毎に異なります。